

5 工事申込み及び手続き

5・1 給水装置工事申込み

- 1 給水装置工事をしようとする者は、管理者に申し込まなければならない。
- 2 工事事業者は、給水装置工事を施工しようとするときは、あらかじめ管理者の設計審査を受け、施行後直ちに竣工検査を受けなければならない。
- 3 工事事業者（主任技術者）は構造材質基準の適合確認、管理者の指定する材料及び工法の確認、末端の水栓において必要な水量を確保するための水理計算、現場の事前調査等を実施し、申込みを行うこと。

<解説>

2 管理者への申込みについて

給水装置工事をしようとするものが工事事業者を選定し、当該工事に係る設計・施工を委任する。工事事業者は、必要書類を上下水道事業所に提出し、審査を受けなければならない。

給水装置工事の申込みに必要な関係書類は、次による。

申込みに必要な図書

No	図 書 名	様 式	部数	備 考
(1)	給水装置工事申込書・設計図面 (A3)		1	指定の用紙
(2)	上下水道（新設・名義変更・再開・口座継続・口径変更）届		1	
(3)	上下水道使用中止届		1	
(4)	給水装置所有者代理人(変更)届	様式第4号	1	
(5)	管理人選定(変更)届	様式第5号	1	
(6)	道路内平行私有管譲渡申出書	第4号様式	1	
(7)	私道（土地）占有・使用承諾書	第5号様式	1	譲渡申込用 指定の用紙
(8)	使用予定水量申請書	第6号様式	1	指定の用紙
(9)	急傾斜地崩壊危険区域内行為許可申請書		1	
(10)	水理計算確認書	第2号様式	1	3階建ての建物及び管理者が必要と認める場合
(11)	管路活水器等維持管理念書	第7号様式	1	指定の用紙
(12)	許可申請書 ※河川		1	河川に私有管を布設する場合、許可書の写し
(13)	土地使用承諾書		1	
(14)	分岐承諾書		1	
(15)	その他誓約書等		1	管理者が必要と認める場合
(16)	申達願		1	

(6) 道路内平行私有管譲渡申出書

道路内に平行布設した私設水道管の所有者が、管理者に所有権を無償譲渡する場合の申出書である。

(7) 私道（土地）占用・使用承諾書

自己所有地又は他人の所有地内に給水装置工事を施工し、私有管の所有を管理者へ無償譲渡する場合。

(8) 使用予定水量申請書

一戸建て一般住宅及び直結給水している共同住宅以外の申込みについて、1日最大使用水量を算出し提出する。

(9) 急傾斜地崩壊危険区域内行為許可申請書

急傾斜地崩壊危険区域内において、給水装置工事を施工する場合、事前に県知事の許可を得てその写しを提出する。

(10) 水理計算確認書

給水装置工事主任技術者が水理計算により支障なく給水が可能であることを確認した証として、管理者が必要と認めた場合に提出する。

(11) 管路活水器等維持管理念書

管路活水器等の維持管理及び管路活水器等の下流側における水質責任については、工事申込者（所有者）が負う旨を記入し、提出する。

(15) その他誓約書等

管理者が必要と認めた場合の各関係書類

5・2 竣工届

工事業者は、工事が竣工したときは、速やかに管理者へ給水装置工事竣工届を提出しなければならない。

< 解説 >

竣工届に必要な図書

No	図 書 名	様式	部数	備 考
(1)	給水装置工事竣工届・竣工図 (A3)		1	指定の用紙
(2)	オフセット図		1	竣工図面に記入
(3)	受水槽以下設備図		1	管理者が必要と認める場合
(4)	施錠装置付共同住宅に係る施錠装置の解錠方法 (解錠方法の変更) 届出書	第3号様式	1	指定の用紙
(5)	その他			管理者が必要と認める場合

(1) 給水装置工事竣工届

水圧テスト結果並びに給水装置の構造及び材質が政令で定める基準に適合していることの確認について、指定する様式に記入して報告しなければならない。

(2) オフセット図

オフセットは、新設管及び既設管の埋設場所を明示すると同時に、分岐部、止水栓、管末等は維持管理上必要となるので、正確に測定、記入すること。

ア 測点の選定は、できる限り半永久的の構造物とし、3点以上からとるものとする。ただし、管のオフセットは道路境界線と埋設位置の距離としてよい。

イ 敷地内の止水栓位置のオフセットを2点以上からとること。

ウ 管末のオフセットを記入すること。

5・3 設計変更

給水装置工事の申込みをした者は、その設計を変更する、又はその工事を中止する、あるいはその申込みを取り消そうとするときは、給水装置工事設計変更（工事中止・申込取消）届を管理者に提出しなければならない。

<解説>

1 設計変更となる条件

- (1) 分岐位置が変更となるとき。
- (2) メーター口径が変更となるとき。
- (3) 給水装置が著しく変更となるとき。
- (4) 給水量が著しく変更となるとき。
- (5) 水道加入分担金の額が変更となるとき。
- (6) 給水方式が変更となるとき。
- (7) その他管理者が必要と認めたとき。

※ 設計審査手数料は、給水装置工事を中止し、又は取消しした場合であっても納入しなければならない。

5・4 各種許可関係

工事事業者は、給水装置工事の着手前に、関係官公署及び利害関係者の許可等について確認し、許可申請に必要な図書を提出すること。

<解説>

1 掘削及び占用申請

(1) 許可の取得

公道の掘削にあたっては、道路法第32条第1項及び第3項の規定に基づき、道路管理者の許可を得る必要があり、工事着手前に占用許可申請手続きを行い、許可取得後、公道掘削工事に着手しなければならない。

この手続きは、給水装置工事の申込者が道路管理者に対して行うものであるが、管理者が必要な書類の提出を受けこの事務を代理して行う。

国道及び県道は、管理者が代理して占用許可申請手続きを行い、管理者が占用許可取得後許可書を当該工事事業者に交付する。

(2) 掘削寸法

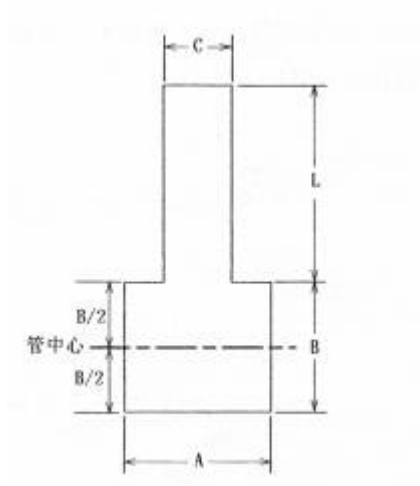
分岐する給水管の口径が50mm以下の場合の分岐及び引込管部分並びに布掘り幅の標準掘削寸法は、次の各号によるものとする。

ア 標準掘削寸法

分岐及び引込管部分の標準掘削寸法 (幅員(A)×延長(B)は、取出方向を基準とする。)

分岐工法種別	分岐か所の標準掘削寸法 幅員(A)×延長(B)	引込管部分の掘削寸法 幅員(C)×布掘り部分の長さ(L)
サドル付分水栓取出し	1.0m×1.0m	0.6m×Lm
口径25～50mm管からのMチーズ取出し、及びソケット取出し(サドル付分水栓開閉)	1.0m×0.6m	〃
口径25～50mm管末からのソケット取出し	0.6m×1.0m	〃
分水栓1～2本止め、プラグ止め、コテ付	1.0m×0.6m	〃
分水栓止め3～4本	1.5m×0.6m	〃

※ 歩道部分の掘削幅員(C)は、0.5mとする。



(3) 公道占用工事の変更及び中止届

掘削占用許可手続き完了後又は給水装置工事の施工承認を受けた後、工事の施工予定日、工事の内容変更、工事を中止又は取消す場合は、直ちに上下水道事業所へ次のとおり届出等を行うこと。

ア 工事の施工予定日を変更する場合

上下水道事業所担当者へ速やかに電話連絡して指示を受ける。

工事期間を延長する場合、掘削占用許可を受けた工事期間内に完了しなければ掘削占用申請を再度、提出する必要があるため注意すること。

イ 工事の内容変更、工事を中止又は取消す場合

「5・3 設計変更」に基づく、給水装置工事設計変更（工事中止・申込取消）届を管理者へ提出すること。

2 舗装道路掘り返し規制等

(1) 舗装道路の掘り返し規制期間内に道路掘削することはできない。ただし道路管理者に掘削許可承認を得たものについては、この限りではない。

したがって、既設舗装道路を掘削する必要がある場合、申請にあたっては、事前に舗装種別の確認を含め規制期間内道路か否かは所管の道路管理者で調査しなければならない。

(2) 年度末及び夏季工事抑制

安全で円滑な道路交通の確保を図るため、国道及び主要地方道の一部で、道路掘削工事を伴う水道等の工事が抑制されるので、工事業業者は給水装置工事申込者にその旨周知すること。

3 開発行為の手続等

都市計画法第32条では水道施設の同意・協議は「開発行為に伴う給水施設、設置の協

議申請書」を上下水道事業所に2部提出すること。

管理者は、都市計画法第33条の規定に基づき、当該開発地区への給水施設設置等の条件を付し、「開発行為に伴う給水施設設置の同意書」を発行する。

4 急傾斜地崩壊危険区域内の工事

(1) 急傾斜地の崩壊危険区域内において給水装置工事を行う場合、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号。以下「急傾斜地法」という。）第7条第1項「制限行為」に該当する行為を行うときは、当該管理者からの許可を受けなければならない。

「制限行為」に該当するものは次による。

ア 水を放流し、又は停滞させる行為その他水の浸透を助長する行為

イ ため池、用水路その他急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造

ウ のり切、切土、掘削又は盛土

エ 立木竹の伐採

オ 木竹の滑下又は地引による搬出

カ 土石の採取又は集積

キ 上記に掲げるもののほか、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為

5 公共基準点の復元

工事事業者は、道路掘削等により公共基準点に支障を及ぼすおそれのある場合は、所管管理者に届け出なければならない。

6 河川等掘削及び占用

工事事業者は、河川等で給水装置工事を行う場合は、河川管理者の許可を受けなければならない。

河川等掘削及び占用にあたっては、事前に関係機関と協議を行い、許可を受け、上下水道事業所に写しを提出しなければならない。

7 道路使用に係る許可

(1) 警察署への道路使用許可申請

ア 道路（私道を含む）を掘削等する場合は、道路交通法（昭和35年法律第105号）に基づき、事前に所轄の警察署から「道路使用許可」を得なければならない。

イ 許可取得後、この許可書を上下水道事業所に提示するとともに、工事中は常時携帯しなければならない。

(2) 消防署への届出

工事事業者は、道路掘削、給水装置工事等により、消防隊の通行その他消火活動に支障を及ぼすおそれのあるときは、消防署長に届け出なければならない。

(3) その他

ア 他企業占有者への施行照会

工事事業者は、給水装置工事等を施工するため道路を掘削するにあたり、その道路に他企業（ガス、N T T、電力等）の占有物がある場合は、工事施行照会を行わなければならない。また、当該占有物に影響を及ぼすおそれのある場合は、所轄の事業所等と協議をすること。

イ ごみ収集及びバスの運行

ゴミ収集、バス運行等に支障を来すおそれのある場合は、所轄の事業所等と協議をすること。

なお、各届け出の期限は、緊急の場合を除き道路の掘削、占有工事等を行う日の5日前までとする。

5・5 私有管譲渡

道路内に当該道路と平行に布設（設置）する給水管の所有者は、管理者に所有権譲渡の有無を意思表示しなければならない。
私有管の譲受については無償とし、道路横断管については譲渡の対象外とする。

<解説>

- 1 新たに道路内に平行して布設（設置）する給水管を譲渡する場合には、給水装置工事申込時に次の図書を提出する。
 - ・道路内平行私有管譲渡申出書（第4号様式）
 - ・私道の場合は私道（土地）占有・使用承諾書（第5号様式）

5・6 工事記録写真の標準

給水管を布設する場合は、施工状況、工事着手前後及び周辺の工作物が判明できる写真を撮影するものとし、撮影要領は次による。

- 1 給水管の布設延長が10m未満の場合は、1組撮影する。
- 2 給水管の布設延長が10m以上50m未満の場合は、1を含め2組、50m以上の場合は、50mを1区間とし、その区間ごとに1組追加すること。
- 3 写真は、工事事業者が3年間保管し、管理者の請求があった場合は、提出しなければならない。
- 4 撮影は写真用黑板等を使用し、必要要件を記入すること。
- 5 写真の枚数は、原則として1組9枚以上とする。大きさはL判を原則とすること。

6 その他管理者が指示した場所等の撮影をすること。

<解説>

- 1、2 写真の撮影場所は、必要に応じて給水装置工事完了届の完成図面に記入すること。
- 3 写真は、写真帳に給水装置工事受付番号・年月日・住所・申込者・工事事業者を記入すること。
- 4 工事記録写真用黒板（450mm×600mm）等を使用し、
給水装置工事受付番号
施工年月日
工事事業者名
工事内容、配管、路盤材等を記入すること。
- 5 撮影項目
 - (1) 工事着手前（舗装切断工）状況写真
 - (2) 分岐部状況写真（T字管連絡工事・サドル付分水栓穿孔工事等）及び元止め工事状況写真
 - (3) 密着コア挿入機設置状況写真
 - (4) 道路内配管施工状況写真
 - (5) 埋戻し完了状況写真
 - (6) 道路内路盤工完了状況写真
 - (7) 道路内仮復旧完了状況写真
 - (8) 耐圧テスト確認状況写真
 - (9) 敷地内配管埋設及び隠ぺい部分状況写真
 - (10) その他、管理者が指示した場合又は必要と考えられるものを撮影しておくこと。
(工事状況、補償対策、災害等)

工事記録写真撮影例

工事着手前（舗装切断工）



分岐穿孔状況



密着コア挿入状況



ポリスリーブ巻状況



管布設状況



埋戻し状況（1層目）



明示シート布設状況



仮復旧状況



メーター一部状況



屋内配管状況



道路内耐圧テスト



メーター下流側耐圧テスト

